

1. 措置を実施する期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

2. 措置の対象とする区域

三重県全域

3. 実施する措置の内容

1 感染防止対策徹底のお願い

①外出自粛の徹底

- ・県境を越える移動の自粛 ⇒これまで以上に徹底を
- ・県内における移動の自粛
⇒外出する場合、「遊興施設等」への外出の自粛や「三つの『密』の回避、人との距離の確保」等について十分に注意
その上で、県内における外出については移動自粛を行わない
- ・遊興施設等への外出の自粛
- ・海外への渡航の自粛等 ⇒帰国延期等の対応

②県外の方へのお願い

- ・県内感染者の9割以上が県外由来であることをふまえ、
生活の維持に必要な場合を除く三重県への移動（観光やレジャー、帰省など）は自粛を依頼

③衛生管理と体調管理の徹底

④三つの『密』の回避、人との距離の確保

⑤「新しい生活様式」と「人との接触を8割減らす10のポイント」の実践

- ・一人ひとりが行動を見直し、感染症に強い生活様式を身に付ける必要

2 企業等へのお願い

①感染防止対策の徹底

- ・多くの人が集まる施設については、入場者数の制限や会計待ちの際の距離の確保、人が触れる場所の定期的な消毒の徹底、パーティション設置等の対策を依頼

②県外からの訪問客の受入れ、県外への出張等の自粛

- ・県外からの訪問客の受入れは自粛を依頼
- ・県外への出張は控え、オンラインツールの活用を依頼

③在宅勤務等の積極的な活用

④休暇等への配慮

3 イベント開催自粛のお願い

- ・クラスター発生の恐れがあるイベント、三つの『密』の発生が考えられる集まりの原則、中止・延期
- ・県内の感染状況をふまえ、「比較的少人数」で、「県外からの参加者が見込まれない」イベントについては、徹底した感染防止対策を講じた上で、開催可能

4 事実に基づく冷静な対応のお願い

①人権への配慮等

- ・個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないこと **感染は誰にでも、自身や家族にも起こりうること**
- ・やむを得ない事情により県内に来られる方等に対する偏見、差別の禁止

②根拠が不明な情報に基づく行動の自粛

- ・SNS等による事実ではない誤った情報によらない冷静な行動

5 休業要請等へのご協力をお願い

- 特措法第24条第9項に基づき、一部の施設管理者に対し、施設の使用停止を要請
- 宿泊予約の延期依頼について協力を要請
- 県外からの訪問客の受入自粛の協力を依頼

①休止を要請する施設

遊興施設等（ライブハウス等）、運動・遊技施設（スポーツクラブ、パチンコ店等）、学習塾等（音楽教室等）、商業施設（サウナ等）
※下線部分は床面積の合計が1,000㎡を超える施設が対象

②県外からの訪問客の受入自粛の協力依頼を行う施設

- ・遊興施設等、学習塾等、運動・遊技施設等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設、生活必需品販売施設、食事提供施設等
- ・遊漁船、釣り堀、浜洲休憩所、キャンプ場、自然体験施設等（例年県外から多数の方が訪れる観光施設）

6 緊急事態措置強化の判断のためのモニタリング指標

- ・PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染者、感染経路不明者等の指標でモニタリングを行い、一定の水準を超えた場合には、緊急事態措置の強化を検討

新型コロナウイルスの感染拡大から三重を守るためには、引き続き皆様のご協力が必要です。